

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第三回）

議 事 要 旨

1. 日時：平成20年1月8日（火）、10：00～12：10
2. 場所：総務省10階 1002会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、田家総務課長、
中島参事官、西藤参事官

4. 議事次第

- （1）開会
- （2）関係省庁ヒアリング（厚生労働省、警察庁）
- （3）現行労働法制・企業年金法制の枠組みと裁判例の動向（森戸委員から発表）
- （4）その他
- （5）閉会

5. 議事概要

（1）関係省庁ヒアリング（厚生労働省、警察庁）

厚生労働省及び警察庁から、資料に沿って、現行の支給制限・返納等の運用状況や現行制度の問題点等について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 前九州厚生局長の事例においては、10か月分の給与に相当する金額等の返納を求めるに当たり、どのような基準により決定したのか。
- ・ 刑罰の場合、自首したことが量刑の決定に当たり考慮されることもあるが、前九州厚生局長の事例では、本人が事情聴取等に協力的であったことは考慮されたのか。また、当初、国家公務員でなかったことは考慮されたのか。
- ・ 例えば、独立行政法人の職員が国に出向している間に死亡又は懲戒免職となり、退職金不支給事由に該当した場合は、国からは支払われないのか。また出向元の独立行政法人からは支払われないのか。
- ・ 国家公務員退職手当制度上、国家公務員が独立行政法人に出向した後、国に戻らず当該法人で退職した場合、当該法人の側に退職手当通算規定があれば、当該法人から退職手当が支給されるということか。
- ・ 独立行政法人の職員が国に出向した後、再び当該法人に戻った場合、国から当該法人に対して懲戒処分の要請はできないのか。
- ・ 前九州厚生局長の事例からは、任命権者が変わった場合の退職手当の支給制限・返納等をどう構成していくかが課題となる。
- ・ 今後、行政がアウトソーシングを更に推進していく中で、国家公務員と独立行政法人との職員の行き来が増えていくことになることから、今回検討している支給制限・返納等がどの範囲まで適用されるのか考える必要がある。
- ・ 懲戒処分等を行う際には、国家公務員倫理規程よりも詳細な下位の基準を内部で定めているのか。
- ・ 禁錮刑に当たらないような非違行為をどのように捕捉して行くのか。非違行為が発覚したものとそうでないものとの間の処遇をどのように均衡させるのか。
- ・ 刑事事件の公判では被告人が死亡すると棄却される。立川警察署の事例は、職

員死亡後の退職手当の支給制限等が問題となった事例であるが、本人に弁明の機会がないまま、外形上非違行為があったと思料されることをもって、全ての事例に一律に不利益を与える処分を適用してよいものか、慎重な検討が必要である。

- ・ 民事事件の場合は、被告が死亡したとしても引き続き事実認定は行われるのではないか。
- ・ 懲戒処分の基準等、処分については、警察庁から各都道府県警察に対して教示等を行うのか。
- ・ 非違行為についてどの程度の確証が持てれば、職員に対して処分ができるのかといった基準をつくることは、行政処分を行うための事実認定の証明度と関連した問題であり、難しいのではないか。
- ・ 被疑者が死亡した事件について、行政機関がその内部の懲戒処分等の判断に資するため、捜査情報の提供を求めることはできるのか。

(2) 現行労働法制・企業年金法制の枠組みと裁判例の動向（森戸委員から発表）

森戸委員から、資料に沿って説明後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 判例をみると、裁判所は、減額・返納の是非・限度についての判断を行うに当たって様々な要素を考慮しているが、行政庁が行政処分を行う場合には、どのような事情を考慮要素とするかの基準を定めておかななくてはならないところに難しさがある。
- ・ 民間企業においても、勤務時間外においてその社員としての身分を保有しており、企業秩序を守ることが一般的に求められている。
- ・ 前九州厚生局長の事例では、在職期間中であったならば10か月の停職処分相当であったとはいえ、実際に働いていた10か月について給与相当額の返納を求めているのであって、労働法的に考えるとありえない結論である。
- ・ 立川警察署の事例とは対照的に、民間では退職金を支払った後に職員が死亡した場合について、返納等が問題となったことは全くといっていいほどない。
- ・ 懲戒処分の根拠とされた事実に関して争った判例はほとんどなく、懲戒解雇自体の是非を争った判例が多いということか。今回の検討では、むしろ、懲戒免職には至らない非違行為について争いがある場合の認定方法について考えていく必要がある。

(3) その他

今回は、平成20年1月18日（金）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。